

山梨県公報

第二千二百二十号

平成二十四年

四月十二日

木曜日

目次

告示

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正……………一三三

訓令

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………一三三

公告

公共測量の終了(四件)……………一三三

基本測量の終了……………一三三

基本測量の実施……………一三三

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一三三

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一三三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………一三三

告示

山梨県告示第四百十五号

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(平成十九年山梨県告示第四百十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

一中「財団法人日本建築設備・昇降機センター」を「一般財団法人日本建築設備・昇降機センター」に改める。

訓令

山梨県訓令甲第七号

本庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年四月十二日
山梨県知事 横内正明
さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令
さわやか・やまなし環境創造本部規程(平成二十年山梨県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。
別表第二中「企業局総務課長」を「企業局次長」に改める。
附則
この訓令は、公布の日から施行する。

公告

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年三月三十日付けで大月市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)
- 二 作業期間 平成二十四年二月十五日から平成二十四年三月三十日まで
- 三 作業地域 大月市内全域

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年三月三十日付けで甲府市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 東北地方太平洋沖地震に伴う街区基準点の成果補正
- 二 作業期間 平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年三月三十日まで
- 三 作業地域 甲府市内

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、平成二十四年三月二十一日付けで笛吹市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理）
- 二 作業期間 平成二十四年一月十六日から平成二十四年三月二十一日まで
- 三 作業地域 笛吹市松本地域

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年四月二日付けで中央市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 中央市内全域

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十四年三月三十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量 東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）
- 二 作業期間 平成二十三年六月一日から平成二十四年二月二十九日まで
- 三 作業地域 大月市、北杜市及び南巨摩郡富士川町

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年三月三十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南都留郡鳴沢村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町上河東字田之神田四一の一、四一一の五、四一一の八、四一一の九、四一五の五及び四一五の七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市蓬沢一丁目十四番二十号 望月 正

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年四月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市井之口字村西五一の一、五二の五、五三の一及び五五の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市万才五百六十三土肥住宅A棟 佐藤 克哉

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月十二日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月十二日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番